

別紙

諮問第1118号

答 申

1 審査会の結論

「平成29年4月4日付支出命令書」外20件を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が平成29年11月2日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、以下のとおりである。

ア 審査請求書における主張

(ア) 処分を取り消して、さらに請求対象文書を特定した上で、請求した情報は、原告の氏名及び住所を除いて全て開示するとの決定を求める、というのが本件審査請求の趣旨である。

また、公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

(イ) 審査請求の理由について述べれば、文書の探索が不十分であるか、又は、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

本件不開示部分は、原告の氏名及び住所を除いて、いずれも条例7条のいずれの号にも該当しないか、たとえ同号に該当したとしても、開示を定めた同号ただし書全てに該当する。

不開示部分は、原告の氏名及び住所を除いて、いずれも条例9条に該当する。

訴訟代理人住所は、法律事務所の住所であれば開示すべきであり、私邸の住所であれば、同人が法人代表者等であって登記情報である場合を除いて不開示妥当である。

イ 反論書における主張

(ア) 本案審議前に

東京都は、FAX による反論書の提出を認めていないという。しかし、国の情報公開・個人情報保護審査会は、FAX による提出も認めており、東京都も同様に認めるべきである。このように解釈することこそが、条例前文、1条、3条及び条例全体の精神にも合致するものというべきである。

(イ) 文書の特定

- a 慣例法上、国であれ独立行政法人等であれ地方公共団体であれ、情報公開の実施機関は、一般に、文書の特定で争われた審査請求の後で、再度、文書を探索するものである。しかし、本件では、「その他」のファイルや書庫に埃を被っているもの等を今一度探索すべき作為義務があるにもかかわらず、担当課は、何ら再探索をしていない。慣例に従って、再度の探索をすべきである。
- b 東京都と、弁護士や弁護士事務所との弁護士費用の金額についての交渉中の金額等に関する文書が一切特定されていない。
- c したがって、文書の特定について不備があり、改めて文書を特定すべきである。

(ウ) 非開示部分の非開示事由非該当性

- a 事案名、事件番号、弁護士の印影、補助参加人名・東京都以外の被控訴人名・被告名、判決日付、訴訟内容、措置入院先、措置入院日、和解日、委嘱対象事案、依頼日、原告代理人、被告補助参加人代理人、回数、事件の表示、期日、場所等、受命裁判官、裁判所書記官は、いずれも、裁判所において何人も閲覧することができるものであるから、条例7条2号ただし書イに該当するとともに、4号には該当しない。訴訟代理人住所は、自宅で開業している場合には、自宅の住所が事

務所の住所であることから、公になっている情報であるとしてただし書イに該当する。

- b 補助参加人名・東京都以外の被控訴人名・被告名やその住所、補助参加人の従事業務は、法人や団体名であれば、2号には該当しない。措置入院先も病院名であることから、原告の氏名や住所等を不開示とすれば2号には該当しない。
- c 代理人の氏名は、他の文書では開示されているのにもかかわらず、不開示とされていることは、処分の整合性が破綻している。
- d 代表者理事の氏名は、登記情報として何人も法務局で閲覧・謄写ができる情報であることから、2号ただし書イに該当する。
- e 住民訴訟に関する裁判情報は、東京都民の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報として、条例7条2号ただし書ロ及び同条3号ただし書全てに該当する。特に、事案名や訴訟の内容や判決や和解の日を不開示にすることは、情報公開制度を根幹から否定するものである。
- f 印影や口座情報であっても、一般的な領収書や商業広告等に掲載される類のものであれば、行政国賠訴訟の被告行政庁側の弁護士という点に鑑みても、これを不開示とする理由はないというべきである。
- g 回数、期日、場所等、振込期限は、明らかに2号には該当しない。
- h 受命裁判官、裁判所書記官は、国立印刷局発行の職員録にその氏名が掲載されているため、ただし書イに該当する。
- i 処分の理由附記に不備があるため、当然に取り消すべきである。

ウ 意見書における主張

(ア) 本案審理前に

理由説明書においては、審査請求人が反論書を提出していることから、その記載がなく、不備があると言わざるを得ない。

また、理由説明書の写しの送付及び意見書の提出依頼について（通知）においては、意見書の提出がない場合には、審査請求書のみを審査請求人の意見とする旨の記載があるが、当然のことながら、審査請求人が反論書を出している以上、審査請求書だけではなく、反論書についても、審査請求人の意見とすべきである。

(イ) 意見について

意見については、審査請求書及び反論書記載の理由を全て引用の上で援用する。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件審査請求に対する実施機関の説明は、別紙のとおりである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 1月 9日	諮問
令和 元年11月28日	新規概要説明（第204回第二部会）
令和 2年12月23日	審議（第205回第二部会）
令和 2年 1月23日	実施機関から理由説明書收受
令和 2年 1月24日	審議（第206回第二部会）
令和 2年 2月21日	審議（第207回第二部会）

令和 2年 2月27日	審査請求人から意見書收受
令和 2年 7月17日	審議（第208回第二部会）

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書並びに審査請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件開示請求、本件対象公文書及び本件非開示部分について

本件審査請求に係る開示請求は、別表1に掲げる本件開示請求であり、実施機関は、本件開示請求に対し、別表2に掲げる文書を対象公文書として特定し（以下「本件対象公文書」という。）、同表に掲げる本件非開示情報1から12までについて、同表に掲げる本件対象公文書1から21までにおいて、それぞれ条例7条2号、3号又は4号に該当することを理由として、一部開示とする決定を行った（以下「本件一部開示決定」という。）。

都が訴訟当事者となる訴訟に関する事務は、原則として、総務局総務部法務課が所管しているところであるが、訴訟事件の処理を適正かつ迅速に進めるため特に必要があると認めるものについては、当該事件に関する事務を所管する部署において、当該訴訟事件の処理を弁護士に依頼し、これに対し着手金及び報酬金の支出を行っている。

本件対象公文書は、訴訟事件の処理を依頼した弁護士に対する着手金及び報酬金の支出を執行するために実施機関が作成したものであり、その構成は別表2で示したとおりである。

イ 本件審査請求における審議事項について

本件一部開示決定に関し、審査請求人は審査請求書等において、当該一部開示決定処分を取り消し、さらに本件開示請求に係る文書を特定した上で、原告の氏名及び住所を除いて本件対象公文書の全てを開示すべきである旨主張している。

そこで、審査会は、本件審査請求に係る対象公文書の特定の妥当性、並びに、本件審査請求の対象となっていない原告の氏名及び住所を除き、上記アで示した当該非開

示部分の非開示情報該当性について判断する。

ウ 条例の定めについて

条例7条2号本文は、「個人に関する情報（第8号及び第9号に関する情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例7条3号本文は、「法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」、「ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他都民の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例7条4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、

刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。

エ 本件開示請求に係る対象公文書の特定について

事務局をして実施機関に確認させたところ、実施機関は、実施機関における事務事業に関する訴訟について、訴訟事件の処理を適正かつ迅速に行うために特に必要があると認め、当該訴訟事件の処理を、精神保健医療体制や医療訴訟に精通している弁護士に依頼し、その承諾を得て、着手金及び報酬金を支払っており、弁護士に依頼した事案は本件対象公文書に係るものが全てであるとのことである。

審査会においてこれら対象公文書を見分したところ、訴訟代理人の選任の経緯について記載されている着手金及び報酬金の支出に係る起案文書、支払金額、支出先、支出科目及び支払方法について、当該対象公文書の開示された部分をもって確認できることから、本件開示請求に対し、本件対象公文書1から21までを対象公文書として特定したことは、妥当であると認められる。

オ 本件非開示情報1から12の非開示情報該当性について

(ア) 本件非開示情報1について

本件非開示情報1の非開示情報該当性について検討するに、裁判所が受け付けた事件に係る事件番号とは、各裁判所において事件を受理した場合に、当該事件を受理した日の元号及び年数、当該事件の種類ごとに付される記録符号並びに記録符号ごとに順番に付される一連番号によって表示される識別番号であり、当該事件が係属する裁判所名が判明している場合、その事件番号が判明すれば、当該事件を特定することが可能となる。事件の審理の過程では、様々な態様で個人の関与が予定され、その内容が訴訟記録に記載されることから、事件番号は、その識別を行うための番号として、当該事件に関与する個人との密接な関連性を有する情報であるというべきであり、一般に個人に関する情報に該当する。

そして、何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができ（民事訴訟法（平成8年法律第109号）91条1項）、これらの情報から特定される訴訟記録を閲覧することにより、何人も、特定の個人を識別することができることとなる。したがって、事件番号は、それ自体からは特定の個人を識別することはできないが、

他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当すると認められる。

次に同号ただし書該当性について検討する。

審査請求人は審査請求書及び反論書において、訴訟記録は裁判所において何人も閲覧することができる旨主張するが、同法91条の規定の趣旨に照らせば、同条1項に基づく記録の閲覧請求は、各裁判所に備え付けられている閲覧・謄写票に事件番号を記載して事件を特定することが必要であり、当該事件の事件番号が不明の場合、訴訟記録を閲覧することは想定されていないものと解される。したがって、訴訟記録について同法91条1項に基づき閲覧請求することが可能であるとしても、そのことを根拠として、事件番号それ自体が法令の規定により公にされているということとはできない。

また、審査請求人は、事件番号等は判例データベース等により公になっている旨主張するが、当該データベース等に掲載される判決は全国の裁判所の判決のうちのごく一部のものが選別されて掲載されるものであり、これをもって事件番号が慣行として公にされているということとはできない。

以上により、本件非開示情報1は条例7条2号ただし書イに該当せず、また、その内容及び性質から、同号ただし書ロ及びハにも該当しないことから、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2及び6について

本件非開示情報2及び6を審査会が見分したところ、いずれも特定の個人名が記載されており、その内容から、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当せず、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報3及び4について

本件非開示情報3及び4を審査会が見分したところ、本件非開示情報3には判決言渡日及び和解日が、本件非開示情報4には受命裁判官名及び書記官名が記載されていることが確認される。

これについて検討するに、これらの情報を公にすることとなると、本件対象公文

書に係る訴訟（以下「本件訴訟」という。）が特定されることにより、本件訴訟の関係者の氏名等の個人情報明らかになるものと解され、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものと認められることから、いずれも条例7条2号本文に該当する。

そこで、条例7条2号ただし書該当性について検討する。

審査請求人は審査請求書等において、当該非開示情報はいずれも裁判所において閲覧することができ、また、裁判官名及び書記官名は職員録等に掲載している情報であり、条例7条2号ただし書イ及びハに該当する旨主張するが、当該非開示情報を非開示とする理由は、他の情報と照合することにより識別される本件訴訟に係る特定の個人の権利利益の保護にあるのであって、判決言渡日、和解日、裁判所支部名、裁判官及び裁判所書記官に係るものではないことから、審査請求人の主張は採用し難い。

よって、本件非開示情報3及び4は同条同号ただし書イ及びハに該当せず、また、その内容及び性質から同号ただし書ロにも該当しないことから、非開示が妥当である。

(エ) 本件非開示情報5、7、8、9及び10について

本件非開示情報5、7、8、9及び10の非開示情報該当性について検討するに、本件非開示情報5には依頼日が、本件非開示情報7には対象事件の概要を示す事案件名が、本件非開示情報8には措置入院先及び措置入院日が、本件非開示情報9には弁論準備手続調書（和解）のうち回数、事件の表示、期日及び場所等に関する内容が、本件非開示情報10には和解条項のうち振込期限、振込先及び補助参加人の従事事務に関する内容が、それぞれ記載されていることが確認される。そして、これらの情報を公にすることとなると、本件訴訟が特定されることにより、本件訴訟の関係者の氏名等の個人情報明らかになるものと解され、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものと認められることから、いずれも条例7条2号本文に該当する。

そこで、条例7条2号ただし書該当性について検討する。

審査請求人は審査請求書等において、当該非開示情報はいずれも裁判所において閲覧することができ、条例7条2号ただし書イ及びハに該当する旨主張するが、当

該非開示情報を非開示とする理由は、他の情報と照合することにより識別される本件訴訟に係る特定の個人の権利利益の保護にあり、審査請求人の主張は採用し難い。

よって、本件非開示情報5、7、8、9及び10は同条同号ただし書イ及びハに該当せず、また、その内容及び性質から同号ただし書ロにも該当しないことから、非開示が妥当である。

(オ) 本件非開示情報11について

本件非開示情報11を審査会が見分したところ、振込先として金融機関名、支店名、金融機関コード、支店コード、預金種目、口座番号、口座名義人が記載されていることが確認できる。当該非開示部分は、着手金等の支出の対象となった支払先弁護士が使用する金融機関の口座に関する情報で、当該事業者に係る内部管理情報であって、公にすることにより、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められることから、条例7条3号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当せず、非開示が妥当である。

(カ) 本件非開示情報12について

本件非開示情報12を審査会が見分したところ、本件非開示情報12には支払先弁護士の印影が記載されており、その内容から、公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であることから、条例7条4号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、野口 貴公美、藤原 道子

別表

別表 1 本件開示請求

開示請求に係る公文書の件名又は内容
東京都・東京都知事が当事者となった住民訴訟、情報公開訴訟（個人情報開示請求に係る訴訟も含む）、国家賠償請求訴訟における弁護士費用がわかる文書一切。

別表 2 本件対象公文書の件名、構成並びに非開示とした部分及びその理由

本件対象公文書 1	
平成29年 4 月 4 日付支出命令書 (構成) 支出命令書、複式仕訳確認書、請求書、支払金口座振替依頼書、支出命令兼 予算差引確認書、所得税登録確認書、複式仕訳確認書 (予定)	
支出命令書	
金融機関名、支店名、預金種目、口座番 号、口座名義人<本件非開示情報11>	条例 7 条 3 号該当
請求書	
印影 <本件非開示情報12>	条例 7 条 4 号該当
事件番号 <本件非開示情報 1 >	条例 7 条 2 号該当
銀行振込先 (金融機関名、支店名、預金 種目、口座番号、口座名義人) <本件非開示情報11>	条例 7 条 3 号該当
支払金口座振替依頼書	
印影 <本件非開示情報12>	条例 7 条 4 号該当
金融機関名、支店名、預金種目、口座番 号、口座名義人<本件非開示情報11>	条例 7 条 3 号該当
支出命令兼予算差引確認書	
金融機関名、支店名、預金種目、口座番 号、口座名義人<本件非開示情報11>	条例 7 条 3 号該当
本件対象公文書 2	

平成29年 3 月 31 日付28福保障精第1829号「弁護士に対する報酬の支出について」 (構成) 起案用紙、請求書		
起案用紙		
控訴人名	<本件非開示情報 2 >	条例 7 条 2 号該当
事件番号	<本件非開示情報 1 >	条例 7 条 2 号該当
判決言渡日	<本件非開示情報 3 >	条例 7 条 2 号該当
支払先口座	<本件非開示情報11>	条例 7 条 3 号該当
請求書		
印影	<本件非開示情報12>	条例 7 条 4 号該当
事件番号	<本件非開示情報 1 >	条例 7 条 2 号該当
銀行振込先 (金融機関名、支店名、預金 種目、口座番号、口座名義人) <本件非開示情報11>		条例 7 条 3 号該当

本件対象公文書 3		
平成28年 8 月 2 日付支出命令書 (構成) 支出命令書、複式仕訳確認書、請求書、支出命令兼予算差引確認書、振替収 支命令書、所得税登録確認書、複式仕訳確認書 (予定)		
支出命令書		
金融機関名、支店名、預金種目、口座 番号、口座名義人 <本件非開示情報 11>		条例 7 条 3 号該当
請求書		
印影	<本件非開示情報12>	条例 7 条 4 号該当
事件番号	<本件非開示情報 1 >	条例 7 条 2 号該当
銀行振込先 (金融機関名、支店名、預金 種目、口座番号、口座名義人) <本件非開示情報11>		条例 7 条 3 号該当
支出命令兼予算差引確認書		

	金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人 <本件非開示情報11>	条例7条3号該当
--	---------------------------------------	----------

本件対象公文書4		
平成28年8月1日付28福保障精第705号「弁護士に対する報酬の支出について」 (構成) 起案用紙、請求書		
起案用紙		
	原告兼申立人名<本件非開示情報2>	条例7条2号該当
	事件番号 <本件非開示情報1>	条例7条2号該当
	判決言渡日 <本件非開示情報3>	条例7条2号該当
	支払先口座 <本件非開示情報11>	条例7条3号該当
請求書		
	印影 <本件非開示情報12>	条例7条4号該当
	事件番号 <本件非開示情報1>	条例7条2号該当
	銀行振込先(金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人) <本件非開示情報11>	条例7条3号該当

本件対象公文書5		
平成27年1月13日付支出命令書 (構成) 支出命令書、複式仕訳確認書、請求書、支払金口座振替依頼書、支出命令兼予算差引確認書、振替収支命令書、所得税登録確認書、複式仕訳確認書(予定)		
支出命令書		
	金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人 <本件非開示情報11>	条例7条3号該当
請求書		
	印影 <本件非開示情報12>	条例7条4号該当
	事件番号 <本件非開示情報1>	条例7条2号該当

銀行振込先（金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人） ＜本件非開示情報11＞	条例7条3号該当
支払金口座振替依頼書	
印影 ＜本件非開示情報12＞	条例7条4号該当
金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人 ＜本件非開示情報11＞	条例7条3号該当
支出命令兼予算差引確認書	
金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人 ＜本件非開示情報11＞	条例7条3号該当

本件対象公文書 6	
平成27年1月13日付支出命令書 (構成) 支出命令書、複式仕訳確認書、請求書、支払金口座振替依頼書、支出命令兼予算差引確認書、振替収支命令書、所得税登録確認書、複式仕訳確認書(予定)	
支出命令書	
金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人 ＜本件非開示情報11＞	条例7条3号該当
請求書	
印影 ＜本件非開示情報12＞	条例7条4号該当
事件番号 ＜本件非開示情報1＞	条例7条2号該当
銀行振込先（金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人） ＜本件非開示情報11＞	条例7条3号該当
支払金口座振替依頼書	
印影 ＜本件非開示情報12＞	条例7条4号該当
金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人 ＜本件非開示情報11＞	条例7条3号該当
支出命令兼予算差引確認書	

	金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人 <本件非開示情報11>	条例7条3号該当
--	---------------------------------------	----------

本件対象公文書7		
平成26年12月26日付26福保障精第1625号「弁護士に対する報酬の支出について」 (構成) 起案用紙、承諾書、請求書		
起案用紙		
原告名、原告兼申立人名 <本件非開示情報2>	条例7条2号該当	
事件番号 <本件非開示情報1>	条例7条2号該当	
措置入院先、措置入院日 <本件非開示情報8>	条例7条2号該当	
支払先口座 <本件非開示情報11>	条例7条3号該当	
承諾書		
原告名、申立人名<本件非開示情報2>	条例7条2号該当	
依頼日 <本件非開示情報5>	条例7条2号該当	
事件番号 <本件非開示情報1>	条例7条2号該当	
印影 <本件非開示情報12>	条例7条4号該当	
請求書		
事件番号 <本件非開示情報1>	条例7条2号該当	
銀行振込先(金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人) <本件非開示情報11>	条例7条3号該当	

本件対象公文書8		
平成29年1月27日付支出命令書 (構成) 支出命令書、複式仕訳確認書、請求書、支払金口座振替依頼書、支出命令兼予算差引確認書、振替収支命令書、所得税登録確認書、複式仕訳確認書(予定)		
支出命令書		

「東京都 御中」から始まる書面		
事案名	<本件非開示情報 6 >	条例 7 条 2 号該当
承諾書		
依頼日	<本件非開示情報 5 >	条例 7 条 2 号該当
原告名及び東京都以外の被告名	<本件非開示情報 2 >	条例 7 条 2 号該当
事件番号	<本件非開示情報 1 >	条例 7 条 2 号該当
印影	<本件非開示情報12>	条例 7 条 4 号該当

本件対象公文書10		
平成28年 8 月 3 日付支出命令書 (構成) 支出命令書、複式仕訳確認書、請求書、支出命令兼予算差引確認書、振替収支命令書、所得税登録確認書、複式仕訳確認書 (予定)		
支出命令書		
金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人	<本件非開示情報 11>	条例 7 条 3 号該当
請求書		
控訴人名及び東京都以外の被控訴人名	<本件非開示情報 2 >	条例 7 条 2 号該当
事件番号	<本件非開示情報 1 >	条例 7 条 2 号該当
印影	<本件非開示情報12>	条例 7 条 4 号該当
支出命令兼予算差引確認書		
金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人	<本件非開示情報11>	条例 7 条 3 号該当

本件対象公文書11		
平成28年 7 月 28 日付28福保障精第668号「弁護士に対する報酬の支出について」 (構成) 起案用紙、承諾書、訴訟代理人の訴訟委任について (依頼)		

起案用紙		
原告名及び東京都以外の被告名 ＜本件非開示情報 2＞	条例 7 条 2 号該当	
事件番号 ＜本件非開示情報 1＞	条例 7 条 2 号該当	
承諾書		
依頼日 ＜本件非開示情報 5＞	条例 7 条 2 号該当	
原告名及び東京都以外の被告名 ＜本件非開示情報 2＞	条例 7 条 2 号該当	
事件番号 ＜本件非開示情報 1＞	条例 7 条 2 号該当	
印影 ＜本件非開示情報12＞	条例 7 条 4 号該当	
訴訟代理人の訴訟委任について（依頼）		
原告名及び東京都以外の被告名 ＜本件非開示情報 2＞	条例 7 条 2 号該当	
事件番号 ＜本件非開示情報 1＞	条例 7 条 2 号該当	

本件対象公文書12		
平成25年 1 月 11 日付支出命令書 (構成) 支出命令書、複式仕訳確認書、請求書、支払金口座振替依頼書、支出命令兼 予算差引確認書、振替収支命令書、所得税登録確認書、複式仕訳確認書 (予定)		
支出命令書		
金融機関名、支店名、預金種目、口座 番号、口座名義人 ＜本件非開示情報11＞	条例 7 条 3 号該当	
請求書		
原告名及び東京都以外の被告名 ＜本件非開示情報 2＞	条例 7 条 2 号該当	
事件番号 ＜本件非開示情報 1＞	条例 7 条 2 号該当	
印影 ＜本件非開示情報12＞	条例 7 条 4 号該当	
支払金口座振替依頼書		

印影	<本件非開示情報12>	条例7条4号該当
金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人	<本件非開示情報11>	条例7条3号該当
支出命令兼予算差引確認書		
金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人	<本件非開示情報11>	条例7条3号該当

本件対象公文書13		
平成25年1月10日付24福保障精第1279号「弁護士に対する報酬の支出について」 (構成) 起案用紙、承諾書、依頼状		
起案用紙		
原告名及び東京都以外の被告名	<本件非開示情報2>	条例7条2号該当
事件番号	<本件非開示情報1>	条例7条2号該当
承諾書		
依頼日	<本件非開示情報5>	条例7条2号該当
原告名及び東京都以外の被告名	<本件非開示情報2>	条例7条2号該当
事件番号	<本件非開示情報1>	条例7条2号該当
印影	<本件非開示情報12>	条例7条4号該当
依頼状		
原告名及び東京都以外の被告名	<本件非開示情報2>	条例7条2号該当
事件番号	<本件非開示情報1>	条例7条2号該当

本件対象公文書14

平成25年10月22日付支出命令書		
(構成) 支出命令書、請求書、支払金口座振替依頼書、振替収支命令書		
支出命令書		
補助参加人名	<本件非開示情報 2 >	条例 7 条 2 号該当
金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人	<本件非開示情報 11 >	条例 7 条 3 号該当
請求書		
印影	<本件非開示情報12>	条例 7 条 4 号該当
原告名	<本件非開示情報 2 >	条例 7 条 2 号該当
事件番号	<本件非開示情報 1 >	条例 7 条 2 号該当
銀行振込先 (金融機関名、支店名、預金種目、口座番号)	<本件非開示情報11>	条例 7 条 3 号該当
支払金口座振替依頼書		
印影	<本件非開示情報12>	条例 7 条 4 号該当
金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人	<本件非開示情報11>	条例 7 条 3 号該当

本件対象公文書15		
平成25年10月22日付25福保障精第1006号「弁護士に対する報酬の支出について」		
(構成) 起案用紙、請求書、和解が成立したことについて (通知)、弁論準備手続調書 (和解)、当事者目録、和解条項、正本であることの証		
起案用紙		
原告名及び東京都以外の被告名	<本件非開示情報 2 >	条例 7 条 2 号該当
事件番号	<本件非開示情報 1 >	条例 7 条 2 号該当
和解日	<本件非開示情報 3 >	条例 7 条 2 号該当
請求書		

印影	<本件非開示情報12>	条例7条4号該当
原告名	<本件非開示情報2>	条例7条2号該当
事件番号	<本件非開示情報1>	条例7条2号該当
銀行振込先(金融機関名、支店名、預金 種目、口座番号)	<本件非開示情報11>	条例7条3号該当
和解が成立したことについて(通知)		
原告名及び補助参加人名	<本件非開示情報2>	条例7条2号該当
事件番号	<本件非開示情報2>	条例7条2号該当
弁論準備手続調書(和解)		
回数	<本件非開示情報9>	条例7条2号該当
「事件の表示」の欄	<本件非開示情報9>	条例7条2号該当
「期日」の欄	<本件非開示情報9>	条例7条2号該当
「場所等」の欄	<本件非開示情報9>	条例7条2号該当
受命裁判官及び裁判所書記官	<本件非開示情報4>	条例7条2号該当
「出頭した当事者等」のうち原告代理 人及び被告補助参加人代理人	<本件非開示情報2>	条例7条2号該当
当事者目録		
原告住所、原告名及び同訴訟代理人弁 護士名	<本件非開示情報2>	条例7条2号該当
被告補助参加人住所、被告補助参加人 名、同代表者理事長、同訴訟代理人弁 護士	<本件非開示情報2>	条例7条2号該当
和解条項		
振込期限、振込先	<本件非開示情報10>	条例7条2号該当

	補助参加人の従事事務 ＜本件非開示情報10＞	条例7条2号該当
正本であることの証		
	和解日 ＜本件非開示情報3＞	条例7条2号該当
	場所等 ＜本件非開示情報9＞	条例7条2号該当
	裁判所書記官 ＜本件非開示情報4＞	条例7条2号該当

本件対象公文書16		
平成24年9月3日付支出命令書 (構成) 支出命令書、複式仕訳確認書、請求書、支払金口座振替依頼書、支出命令兼 予算差引確認書、振替収支命令書、所得税登録確認書、複式仕訳確認書(予定)		
支出命令書		
	金融機関名、支店名、預金種目、口座番 号、口座名義人＜本件非開示情報11＞	条例7条3号該当
請求書		
	原告名 ＜本件非開示情報2＞	条例7条2号該当
	事件番号 ＜本件非開示情報1＞	条例7条2号該当
	印影 ＜本件非開示情報12＞	条例7条4号該当
支払金口座振替依頼書		
	印影 ＜本件非開示情報12＞	条例7条4号該当
	金融機関名、支店名、預金種目、口座番 号、口座名義人＜本件非開示情報11＞	条例7条3号該当
支出命令兼予算差引確認書		
	金融機関名、支店名、預金種目、口座番 号、口座名義人＜本件非開示情報11＞	条例7条3号該当

本件対象公文書17		
平成24年9月3日付24福保障精第751号「弁護士に対する報酬の支出について」 (構成) 起案用紙、承諾書、依頼状		

起案用紙		
原告名	<本件非開示情報 2 >	条例 7 条 2 号該当
事件番号	<本件非開示情報 1 >	条例 7 条 2 号該当
承諾書		
依頼日	<本件非開示情報 5 >	条例 7 条 2 号該当
原告名	<本件非開示情報 2 >	条例 7 条 2 号該当
事件番号	<本件非開示情報 1 >	条例 7 条 2 号該当
印影	<本件非開示情報12>	条例 7 条 4 号該当
依頼状		
原告名	<本件非開示情報 2 >	条例 7 条 2 号該当
事件番号	<本件非開示情報 1 >	条例 7 条 2 号該当

本件対象公文書18		
平成24年 7 月12日付支出命令書 (構成) 支出命令書、複式仕訳確認書、請求書、支払金口座振替依頼書、支出命令兼 予算差引確認書、振替収支命令書、所得税登録確認書、複式仕訳確認書 (予定)		
支出命令書		
金融機関名、支店名、預金種目、口座番 号、口座名義人<本件非開示情報11>	条例 7 条 3 号該当	
請求書		
委嘱対象事案 <本件非開示情報 7 >	条例 7 条 2 号該当	
印影 <本件非開示情報12>	条例 7 条 4 号該当	
支払金口座振替依頼書		
印影 <本件非開示情報12>	条例 7 条 4 号該当	
金融機関名、支店名、預金種目、口座番 号、口座名義人<本件非開示情報11>	条例 7 条 3 号該当	
支出命令兼予算差引確認書		
金融機関名、支店名、預金種目、口座番 号、口座名義人<本件非開示情報11>	条例 7 条 3 号該当	

本件対象公文書 19	
平成24年 7 月 12 日付24福保障精第340号「弁護士に対する報酬の支出について」 (構成) 起案用紙	
起案用紙	
委嘱対象事案 <本件非開示情報 7 >	条例 7 条 2 号該当

本件対象公文書20	
平成24年 4 月 26 日付支出命令書 (構成) 支出命令書、複式仕訳確認書、支払額調書、支払金口座振替依頼書、支出命令書兼予算差引確認書、振替収支命令書、所得税登録確認書、複式仕訳確認書 (予定)	
支出命令書	
金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人 <本件非開示情報 11>	条例 7 条 3 号該当
支払金口座振替依頼書	
印影 <本件非開示情報12>	条例 7 条 4 号該当
金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人 <本件非開示情報11>	条例 7 条 3 号該当
支出命令兼予算差引確認書	
金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人 <本件非開示情報11>	条例 7 条 3 号該当

本件対象公文書21	
平成24年 3 月 30 日付24福保障精第1783号「弁護士に対する報酬の支出について」 (構成) 起案用紙、承諾書、代理人の委嘱について、委嘱状	

承諾書	
委嘱対象事案<本件非開示情報7>	条例7条2号該当
印影 <本件非開示情報12>	条例7条4号該当
代理人の委嘱について	
委嘱対象事案<本件非開示情報7>	条例7条2号該当
委嘱状	
委嘱対象事案<本件非開示情報7>	条例7条2号該当

別紙

1 請求に係る対象公文書の内容

- (1) 平成29年4月4日付支出命令書(02495-01)
(支出命令書、複式仕訳確認書、請求書、支払金口座振替依頼書、支出命令兼
予算差引確認書、所得税登録確認書、複式仕訳確認書(予定))
- (2) 平成29年3月31日付28福保障精第1829号「弁護士に対する報酬の支
出について」
(起案用紙、請求書)
- (3) 平成28年8月2日付支出命令書(00735-01)
(支出命令書、複式仕訳確認書、請求書、請求書、支出命令兼予算差引確認書、
振替収支命令書、所得税登録確認書、複式仕訳確認書(予定))
- (4) 平成28年8月1日付28福保障精第705号「弁護士に対する報酬の支出に
ついて」
(起案用紙、請求書(写)、請求書(写))
- (5) 平成27年1月13日付支出命令書(01782-01)
(支出命令書、複式仕訳確認書、請求書、支払金口座振替依頼書、支出命令兼
予算差引確認書、振替収支命令書、所得税登録確認書、複式仕訳確認書(予定))
- (6) 平成27年1月13日付支出命令書(01785-01)
(支出命令書、複式仕訳確認書、請求書、支払金口座振替依頼書、支出命令兼
予算差引件確認書、振替収支命令書、所得税登録確認書、複式仕訳確認書(予
定))
- (7) 平成26年12月26日付26福保障精第1625号「弁護士に対する報酬の
支出について」
(起案用紙、承諾書、請求書、請求書)
- (8) 平成29年1月27日付支出命令書(01969-01)
(支出命令書、複式仕訳確認書、請求書、支払金口座振替依頼書、支出命令兼
予算差引確認書、振替収支命令書、所得税登録確認書、複式仕訳確認書(予定))
- (9) 平成29年1月12日付28福保障精第1591号「弁護士に対する報酬の支
出について」
(起案用紙、請求書(写)、成功報酬について、弁護士報酬基準、承諾書)
- (10) 平成28年8月3日付支出命令書(00752-01)
(支出命令書、複式仕訳確認書、請求書、支出命令兼予算差引確認、振替収支
命令書、所得税登録確認書、複式仕訳確認書(予定))
- (11) 平成28年7月28日付28福保障精第668号「弁護士に対する報酬の支出
について」
(起案用紙、承諾書、訴訟代理人の訴訟委任について(依頼))

- (12) 平成25年1月11日付支出命令書(01866-01)
(支出命令書、複式仕訳確認書、請求書、支払金口座振替依頼書、支出命令兼
予算差引確認書、振替収支命令書、所得税登録確認書、複式仕訳確認書(予定))
- (13) 平成25年1月10日付24福保障精第1279号「弁護士に対する報酬の支
出について」
(起案用紙、承諾書、依頼状)
- (14) 平成25年10月22日付支出命令書(01274-01)
(支出命令書、請求書、支払金口座振替依頼書、振替収支命令書)
- (15) 平成25年10月22日付25福保障精第1006号「弁護士に対する報酬の
支出について」
(起案用紙、請求書、和解が成立したことについて(通知)、第〇回弁論準備
手続調書(和解))
- (16) 平成24年9月3日付支出命令書(00901-01)
(支出命令書、複式仕訳確認書、請求書、支払金口座振替依頼書、支出命令兼
予算差引確認書、振替収支命令書、所得税登録確認書、複式仕訳確認書(予定))
- (17) 平成24年9月3日付24福保障精第751号「弁護士に対する報酬の支出に
ついて」
(起案用紙、承諾書、依頼状)
- (18) 平成24年7月12日付支出命令書(00577-01)
(支出命令書、複式仕訳確認書、請求書、支払金口座振替依頼書、支出命令兼
予算差引確認書、振替収支命令書、所得税登録確認書、複式仕訳確認書(予定))
- (19) 平成24年7月12日付24福保障精第340号「弁護士に対する報酬の支出
について」
(起案用紙)
- (20) 平成24年4月26日付支出命令書(03374-01)
(支出命令書、複式仕訳確認書、支払額調書、支払金口座振替依頼書、支出命
令兼予算差引確認書、振替支出命令書、所得税登録確認書、複式仕訳確認書(予
定))
- (21) 平成24年3月30日付23福保障精第1783号「弁護士に対する報酬の支
出について」
(起案用紙、承諾書、代理人の委嘱について、委嘱状)

2 非開示理由

審査請求において、非開示決定の取消しを求められている部分に関する非開示理
由は、以下のとおりである。

条例7条では「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定され、「非開示情報」に該当する情報として条例7条1号から9号までが規定されている。

(1) 平成29年4月4日付支出命令書（02495-01）について

ア 支出命令書

「金融機関名」、「支店名」、「預金種目」、「口座番号」及び「口座名義人」は、法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる。

したがって、条例7条3号に該当するため、非開示とした。

イ 平成29年3月17日付請求書

「事件番号」は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、条例7条2号に該当するため、非開示とした。

「委嘱弁護士の印影」は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報である。

したがって、条例7条4号に該当するため、非開示とした。

「委嘱弁護士の口座に関する情報」は、法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる。

したがって、条例7条3号に該当するため、非開示とした。

ウ 支払金口座振替依頼書

「金融機関名」、「支店名」、「預金種目」、「口座番号」及び「口座名義人」は、法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる。

したがって、条例7条3号に該当するため、非開示とした。

「委嘱弁護士の印影」は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報である。

したがって、条例7条4号に該当するため、非開示とした。

エ 支出命令兼予算差引確認書

「金融機関名」、「支店名」、「預金種目」、「口座番号」及び「口座名義人」は、法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる。

したがって、条例7条3号に該当するため、非開示とした。

(2) 平成29年3月31日付28福保障精第1829号「弁護士に対する報酬の支出について」

ア 起案用紙

「控訴人名」、「判決日時」及び「事件番号」は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、条例7条2号に該当するため、非開示とした。

「委嘱弁護士の口座に関する情報」は、法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる。

したがって、条例7条3号に該当するため、非開示とした。

イ 請求書

「事件番号」は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、条例7条2号に該当するため、非開示とした。

「委嘱弁護士の印影」は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報である。

したがって、条例7条4号に該当するため、非開示とした。

「委嘱弁護士の口座に関する情報」は、法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情

報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる。

したがって、条例7条3号に該当するため、非開示とした。

(3) 平成28年8月2日付支出命令書(00735-01)

ア 支出命令書

「金融機関名」、「支店名」、「預金種目」、「口座番号」及び「口座名義人」は、法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる。

したがって、条例7条3号に該当するため、非開示とした。

イ 平成28年7月22日付請求書(2件)

「事件番号」は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、条例7条2号に該当するため、非開示とした。

「委嘱弁護士の印影」は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報である。

したがって、条例7条4号に該当するため、非開示とした。

「委嘱弁護士の口座に関する情報」は、法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる。

したがって、条例7条3号に該当するため、非開示とした。

ウ 支出命令兼予算差引確認書

「金融機関名」、「支店名」、「預金種目」、「口座番号」及び「口座名義人」は、法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる。

したがって、条例7条3号に該当するため、非開示とした。

(4) 平成28年8月1日付28福保障精第705号「弁護士に対する報酬の支出について」

ア 起案用紙

「原告兼申立人名」、「原告名」、「判決日時」及び「事件番号」は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがある。したがって、条例7条2号に該当するため、非開示とした。

「委嘱弁護士の口座に関する情報」は、法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる。

したがって、条例7条3号に該当するため、非開示とした。

イ 請求書(2件)

「事件番号」は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、条例7条2号に該当するため、非開示とした。

「委嘱弁護士の印影」は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報である。

したがって、条例7条4号に該当するため、非開示とした。

「委嘱弁護士の口座に関する情報」は、法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる。

したがって、条例7条3号に該当するため、非開示とした。

(5) 平成27年1月13日付支出命令書(01782-01)

ア 支出命令書

「金融機関名」、「支店名」、「預金種目」、「口座番号」及び「口座名義人」は、法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる。

したがって、条例7条3号に該当するため、非開示とした。

イ 平成27年1月13日付請求書

「事件番号」は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、条例7条2号に該当するため、非開示とした。

「委嘱弁護士の印影」は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報である。

したがって、条例7条4号に該当するため、非開示とした。

「委嘱弁護士の口座に関する情報」は、法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる。

したがって、条例7条3号に該当するため、非開示とした。

ウ 支払金口座振替依頼書

「金融機関名」、「支店名」、「預金種目」、「口座番号」及び「口座名義人」は、法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる。

したがって、条例7条3号に該当するため、非開示とした。

「委嘱弁護士の印影」は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報である。

したがって、条例7条4号に該当するため、非開示とした。

エ 支出命令兼予算差引確認書

「金融機関名」、「支店名」、「預金種目」、「口座番号」及び「口座名義人」は、法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる。

したがって、条例7条3号に該当するため、非開示とした。

(6) 平成27年1月13日付支出命令書(01785-01)

ア 支出命令書

「金融機関名」、「支店名」、「預金種目」、「口座番号」及び「口座名義人」は、法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる。

したがって、条例7条3号に該当するため、非開示とした。

イ 平成27年1月13日付請求書

「事件番号」は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、条例7条2号に該当するため、非開示とした。

「委嘱弁護士の印影」は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報である。

したがって、条例7条4号に該当するため、非開示とした。

「委嘱弁護士の口座に関する情報」は、法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる。

したがって、条例7条3号に該当するため、非開示とした。

ウ 支払金口座振替依頼書

「金融機関名」、「支店名」、「預金種目」、「口座番号」及び「口座名義人」は、法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる。

したがって、条例7条3号に該当するため、非開示とした。

「委嘱弁護士の印影」は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報である。

したがって、条例7条4号に該当するため、非開示とした。

エ 支出命令兼予算差引確認書

「金融機関名」、「支店名」、「預金種目」、「口座番号」及び「口座名義人」は、法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる。

したがって、条例7条3号に該当するため、非開示とした。

(7) 平成26年12月26日付26福保障精第1625号「弁護士に対する報酬の支出について」

ア 起案用紙

「原告名」、「原告兼申立人名」、「事件番号」、「措置入院先」及び「措置入院日」は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、条例7条2号に該当するため、非開示とした。

「委嘱弁護士の口座に関する情報」は、法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる。

したがって、条例7条3号に該当するため、非開示とした。

イ 承諾書

「依頼日」、「原告名」、「申立人名」、「事件番号」は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、条例7条2号に該当するため、非開示とした。

「委嘱弁護士の印影」は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報である。

したがって、条例7条4号に該当するため、非開示とした。

ウ 平成26年12月10日付請求書(2件)

「事件番号」は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、条例7条2号に該当するため、非開示とした。

「委嘱弁護士の口座に関する情報」は、法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる。

したがって、条例7条3号に該当するため、非開示とした。

(8) 平成29年1月27日付支出命令書(01969-01)

ア 支出命令書

「金融機関名」、「支店名」、「預金種目」、「口座番号」及び「口座名義人」は、法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる。

したがって、条例7条3号に該当するため、非開示とした。

イ 平成29年1月6日付請求書

「控訴人名」、「東京都以外の被控訴人名」及び「事件番号」は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、条例7条2号に該当するため、非開示とした。

「委嘱弁護士の印影」は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報である。

したがって、条例第7条第4号に該当するため、非開示とした。

ウ 支払金口座振替依頼書

「金融機関名」、「支店名」、「預金種目」、「口座番号」及び「口座名義人」は、法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる。

したがって、条例7条3号に該当するため、非開示とした。

「委嘱弁護士の印影」は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報である。

したがって、条例7条4号に該当するため、非開示とした。

エ 支出命令兼予算差引確認書

「金融機関名」、「支店名」、「預金種目」、「口座番号」及び「口座名義人」は、法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる。

したがって、条例7条3号に該当するため、非開示とした。

(9) 平成29年1月12日付28福保障精第1591号「弁護士に対する報酬の支出について」

ア 起案用紙

「控訴人名」、「東京都以外の被控訴人名」及び「事件番号」は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、条例7条2号に該当するため、非開示とした。

イ 請求書(写)

「控訴人名」、「東京都以外の被控訴人名」及び「事件番号」は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、条例7条2号に該当するため、非開示とした。

「委嘱弁護士の印影」は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報である。

したがって、条例7条4号に該当するため、非開示とした。

ウ 成功報酬について

「事案名」は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、条例7条2号に該当するため、非開示とした。

エ 承諾書

「依頼日」、「原告名」、「東京都以外の被告名」及び「事件番号」は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、条例7条2号に該当するため、非開示とした。

「委嘱弁護士の印影」は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある

と実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報である。

したがって、条例7条4号に該当するため、非開示とした。

(10) 平成28年8月3日付支出命令書(00752-01)

ア 支出命令書

「金融機関名」、「支店名」、「預金種目」、「口座番号」及び「口座名義人」は、法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる。

したがって、条例7条3号に該当するため、非開示とした。

イ 平成28年7月11日付請求書

「事件番号」、「控訴人名」及び「東京都以外の被控訴人名」は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、条例7条2号に該当するため、非開示とした。

「委嘱弁護士の印影」は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報である。

したがって、条例7条4号に該当するため、非開示とした。

ウ 支出命令兼予算差引確認書

「金融機関名」、「支店名」、「預金種目」、「口座番号」及び「口座名義人」は、法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる。

したがって、条例7条3号に該当するため、非開示とした。

(11) 平成28年7月28日付28福保障精第668号「弁護士に対する報酬の支出について」

ア 起案用紙

「原告名」、「東京都以外の被告名」及び「事件番号」は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、条例7条2号に該当するため、非開示とした。

イ 承諾書

「依頼日」、「原告名」、「東京都以外の被告名」及び「事件番号」は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがある。したがって、条例7条2号に該当するため、非開示とした。

「委嘱弁護士の印影」は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報である。

したがって、条例7条4号に該当するため、非開示とした。

ウ 訴訟代理人の訴訟委任について（依頼）

「原告名」、「東京都以外の被告名」及び「事件番号」は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、条例7条2号に該当するため、非開示とした。

(12) 平成25年1月11日付支出命令書（01866-01）

ア 支出命令書

「金融機関名」、「支店名」、「預金種目」、「口座番号」及び「口座名義人」は、法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる。

したがって、条例7条3号に該当するため、非開示とした。

イ 平成25年1月8日付請求書

「原告名」、「東京都以外の被告名」及び「事件番号」は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、条例7条2号に該当するため、非開示とした。

「委嘱弁護士の印影」は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報である。

したがって、条例7条4号に該当するため、非開示とした。

ウ 支払金口座振替依頼書

「金融機関名」、「支店名」、「預金種目」、「口座番号」及び「口座名義人」は、法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報

であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる。

したがって、条例7条3号に該当するため、非開示とした。

「委嘱弁護士の印影」は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報である。

したがって、条例7条4号に該当するため、非開示とした。

エ 支出命令兼予算差引確認書

「金融機関名」、「支店名」、「預金種目」、「口座番号」及び「口座名義人」は、法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる。

したがって、条例7条3号に該当するため、非開示とした。

(13) 平成25年1月10日付24福保障精第1279号「弁護士に対する報酬の支出について」

ア 起案用紙

「原告名」、「東京都以外の被告名」及び「事件番号」は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、条例7条2号に該当するため、非開示とした。

イ 承諾書

「依頼日」、「原告名」、「東京都以外の被告名」及び「事件番号」は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、条例7条2号に該当するため、非開示とした。

「委嘱弁護士の印影」は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報である。

したがって、条例7条4号に該当するため、非開示とした。

ウ 訴訟代理人の委任について

「原告名」、「東京都以外の被告名」及び「事件番号」は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、条例7条2号に該当するため、非開示とした。

(14) 平成25年10月22日付支出命令書(01274-01)

ア 支出命令書

「補助参加人名」は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、条例7条2号に該当するため、非開示とした。

「金融機関名」、「支店名」、「預金種目」、「口座番号」及び「口座名義人」は、法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる。

したがって、条例7条3号に該当するため、非開示とした。

イ 平成25年10月22日付請求書

「原告名」及び「事件番号」は、個人に関する情報で特定の個人を識別ことができ、個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、条例7条2号に該当するため、非開示とした。

「委嘱弁護士の印影」は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報である。

したがって、条例7条4号に該当するため、非開示とした。

「委嘱弁護士の口座に関する情報」は、法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる。

したがって、条例7条3号に該当するため、非開示とした。

ウ 支払金口座振替依頼書

「金融機関名」、「支店名」、「預金種目」、「口座番号」及び「口座名義人」は、法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる。

したがって、条例7条3号に該当するため、非開示とした。

「委嘱弁護士の印影」は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公

訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報である。

したがって、条例7条4号に該当するため、非開示とした。

(15) 平成25年10月22日付25福保障精第1006号「弁護士に対する報酬の支出について」

ア 起案用紙

「原告名」、「補助参加人名」、「事件番号」及び「和解日」は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、条例7条2号に該当するため、非開示とした。

イ 平成25年10月22日付請求書

「原告名」及び「事件番号」は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、条例7条2号に該当するため、非開示とした。

「委嘱弁護士の印影」は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報である。

したがって、条例7条4号に該当するため、非開示とした。

「委嘱弁護士の口座に関する情報」は、法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる。

したがって、条例7条3号に該当するため、非開示とした。

ウ 和解が成立したことについて(通知)

「原告名」、「補助参加人名」及び「事件番号」は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、条例7条2号に該当するため、非開示とした。

エ 第〇回弁論準備手続調書(和解)

「回数」、「事件の表示」、「期日」、「場所等」、「受命裁判官」、「裁判所書記官」、「原告代理人」及び「被告補助参加人代理人」は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、条例7条2号に該当するため、非開示とした。

オ 当事者目録

「原告住所」、「原告」、「原告代理人弁護士」、「被告補助参加人住所」、「被告補助参加人」、「被告補助参加人代表者理事長」及び「被告補助参加人代理人弁護士」は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、条例7条2号に該当するため、非開示とした。

カ 和解条項

「振込期限」、「口座に関する情報」及び「補助参加人の従事業務」は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、条例7条2号に該当するため、非開示とした。

キ 正本であることの証

「和解日」、「場所等」及び「裁判所書記官」は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、条例7条2号に該当するため、非開示とした。

(16) 平成24年9月3日付支出命令書(00901-01)

ア 支出命令書

「金融機関名」、「支店名」、「預金種目」、「口座番号」及び「口座名義人」は、法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる。

したがって、条例7条3号に該当するため、非開示とした。

イ 平成24年8月27日付請求書

「原告名」及び「事件番号」は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、条例7条2号に該当するため、非開示とした。

「委嘱弁護士の印影」は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報である。

したがって、条例7条4号に該当するため、非開示とした。

ウ 支払金口座振替依頼書

「金融機関名」、「支店名」、「預金種目」、「口座番号」及び「口座名義人」は、法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる。

したがって、条例7条3号に該当するため、非開示とした。

「委嘱弁護士の印影」は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報である。

したがって、条例7条4号に該当するため、非開示とした。

エ 支出命令兼予算差引確認書

「金融機関名」、「支店名」、「預金種目」、「口座番号」及び「口座名義人」は、法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる。

したがって、条例7条3号に該当するため、非開示とした。

(17) 平成24年9月3日付24福保障精第751号「弁護士に対する報酬の支出について」

ア 起案用紙

「原告名」及び「事件番号」は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、条例7条2号に該当するため、非開示とした。

イ 承諾書

「依頼日」、「原告名」及び「事件番号」は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、条例7条2号に該当するため、非開示とした。

「委嘱弁護士の印影」は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報である。

したがって、条例7条4号に該当するため、非開示とした。

ウ 依頼状

「原告名」及び「事件番号」は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、条例7条2号に該当するため、非開示とした。

(18) 平成24年7月12日付支出命令書(00577-01)

ア 支出命令書

「金融機関名」、「支店名」、「預金種目」、「口座番号」及び「口座名義人」は、法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる。

したがって、条例7条3号に該当するため、非開示とした。

イ 平成24年7月4日付請求書

「委嘱対象事案」は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、条例7条2号に該当するため、非開示とした。

「委嘱弁護士の印影」は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報である。

したがって、条例7条4号に該当するため、非開示とした。

ウ 支払金口座振替依頼書

「金融機関名」、「支店名」、「預金種目」、「口座番号」及び「口座名義人」は、法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる。

したがって、条例7条3号に該当するため、非開示とした。

「委嘱弁護士の印影」は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報である。

したがって、条例7条4号に該当するため、非開示とした。

エ 支出命令兼予算差引確認書

「金融機関名」、「支店名」、「預金種目」、「口座番号」及び「口座名義人」は、法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる。

したがって、条例7条3号に該当するため、非開示とした。

(19) 平成24年7月12日付24福保障精第340号「弁護士に対する報酬の支出について」

ア 起案用紙

「委嘱対象事案」は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、条例7条2号に該当するため、非開示とした。

(20) 平成24年4月26日付支出命令書(03374-01)

ア 支出命令書

「金融機関名」、「支店名」、「預金種目」、「口座番号」及び「口座名義人」は、法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる。

したがって、条例7条3号に該当するため、非開示とした。

イ 支払金口座振替依頼書

「金融機関名」、「支店名」、「預金種目」、「口座番号」及び「口座名義人」は、法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる。

したがって、条例7条3号に該当するため、非開示とした。

「委嘱弁護士の印影」は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報である。

したがって、条例7条4号に該当するため、非開示とした。

ウ 支出命令兼予算差引確認書

「金融機関名」、「支店名」、「預金種目」、「口座番号」及び「口座名義人」は、法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる。

したがって、条例7条3号に該当するため、非開示とした。

(21) 平成24年3月30日付23福保障精第1783号「弁護士に対する報酬の支出について」

ア 承諾書

「委嘱対象事案」は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、条例7条2号に該当するため、非開示とした。

「委嘱弁護士の印影」は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報である。

したがって、条例7条4号に該当するため、非開示とした。

イ 代理人の委嘱について

「委嘱対象事案」は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、条例7条2号に該当するため、非開示とした。

ウ 委嘱状

「委嘱対象事案」は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、条例7条2号に該当するため、非開示とした。